

有料老人ホーム入居契約兼指定特定施設等利用契約重要事項説明書

(兼「東京都消費者条例による表示」)

作成日 2019年 9月25日

有効期限 2020年 6月30日

1 事業主体概要

事業主体名	一般財団法人 長寿会
代表者名	理事長 加藤伸一
所在地	神奈川県小田原市入生田475番地
電話番号	フリーコール0120-737-757 TEL. 0465-24-0002 FAX. 0465-22-9723
ホームページアドレス	http://www.chojuen.or.jp
資本金(基本財産)	基本財産138,367万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率	設立時代表者全額(初代理事長)
設立年月日	昭和40年7月31日
直近の事業収支決算額	(収益)56,371万円 (費用)56,180万円 (損益)191万円
会計監査人との契約	無・有()
他の主な事業	診療所

2 施設概要

施設名	長寿園
類型	1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
介護保険	1 県指定介護保険特定施設 特定施設入居者生活介護 神奈川県指定第1472300225号 指定年月日 平成12年3月1日 指定の有効期間 平成32年3月31日まで 介護予防特定施設入居者生活介護 神奈川県指定第1472300225号 指定年月日 平成18年4月1日 指定の有効期間 平成36年3月31日まで 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
介護に関わる職員体制	2.5:1以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来にわたって、要介護者2.5人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準(3:1以上)を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。 なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行います。 また、常時要介護者2.5人に職員が1人お世話するものではありません。
提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可() 2 提携ホーム移行型()
開設年月日	昭和29年4月1日
施設の管理者氏名	加藤伸一
所在地	〒250-0031 神奈川県小田原市入生田475番地
電話番号	フリーコール0120-737-757 TEL0465-24-0002 FAX0465-22-9723

交通の便	● 箱根登山鉄道入生田駅下車約 950m ● JR・小田急線、小田原駅よりタクシーで約 15 分（約 5 km） ● 小田原駅より 1 日 4 往復送迎バス有り（土・日・祝祭日は運休） ● 入生田駅より毎日朝 6 時半から夜 8 時まで 1 時間 2 便（但し 12 時～1 時は除く）以上ワゴン車を運行（社会福祉法人長寿会との共同運行）																													
ホームページアドレス	http://www.chojuen.or.jp																													
敷地概要	権利形態 <u>所有</u> （抵当権設定有） ・ 借地 敷地面積 5,680.94㎡																													
建物概要	権利形態 <u>所有</u> （抵当権設定有） ・ 借家 （借家の場合の契約形態） 通常借家契約・定期借家契約 （借家の場合の契約期間） 年 月 日～ 年 月 日 （通常借家契約における自動更新条項の有無） 有・無 建物の構造 鉄筋コンクリート造（ <u>耐火</u> ・準耐火・その他） 延床面積 9,873.11 ㎡（うち有料老人ホーム 9,840.48 ㎡） 建築年月日 A 棟 6 階建 竣工 昭和 53 年 7 月 3 日（平成 31 年 2 月 28 日耐震改修工事完了） B 棟 5 階建 竣工 昭和 53 年 7 月 3 日（平成 31 年 2 月 28 日耐震改修工事完了） C 棟 3 階建 竣工 昭和 53 年 7 月 3 日（平成 31 年 2 月 28 日耐震改修工事完了） D 棟 7 階建 竣工 昭和 63 年 10 月 31 日 建築確認の用途指定 <u>有料老人ホーム</u> ・その他（ ）																													
居室、一時介護室の概要	居室総数 146 室 定員 220 人（一時介護室を除く） （内訳） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>居室定員</th><th>室数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td><td>個室</td><td>146 室</td><td>13.46㎡～56.75㎡</td></tr> <tr> <td>うち 2 人定員</td><td>74 室</td><td>27.36㎡～56.75㎡</td></tr> <tr> <td>2 人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr> <tr> <td>人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td><td>個室</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr> <tr> <td>2 人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr> <tr> <td>3 人部屋（相部屋）</td><td>1 室</td><td>33.7㎡</td></tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	146 室	13.46㎡～56.75㎡	うち 2 人定員	74 室	27.36㎡～56.75㎡	2 人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡	人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡	一時介護室	個室	室	㎡～ ㎡	2 人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡	3 人部屋（相部屋）	1 室	33.7㎡
	居室定員	室数	面積																											
居室	個室	146 室	13.46㎡～56.75㎡																											
	うち 2 人定員	74 室	27.36㎡～56.75㎡																											
	2 人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡																											
	人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡																											
一時介護室	個室	室	㎡～ ㎡																											
	2 人部屋（相部屋）	室	㎡～ ㎡																											
	3 人部屋（相部屋）	1 室	33.7㎡																											
共用施設・設備の概要 （設置箇所、面積、設備の整備状況等）	食堂		設置階 A 棟 2 階 (161.25 ㎡) C 棟 1 階 (40.99 ㎡) C 棟 2 階 (51.48㎡)																											
	浴室	一般浴槽	設置階 A 棟 1 階 (22.47 ㎡) 大浴場（女） (12.96㎡) 小浴場（男）																											
	浴室	リフト浴	設置階 C 棟 1 階 (19.18 ㎡)																											
		ストレッチャー浴	設置階 C 棟 1 階 (15.64㎡)																											
	便所		設置箇所 各居室及び A 棟 1・2 階、C 棟 1・2・3 階、大ホールに共用トイレ																											
	洗面設備		設置箇所 C 棟・D 棟の全居室（その他の居室はキッチンと兼用）A 棟 2 階、C 棟 1 階、C 棟 2 階に共用洗面設備																											
	医務室（健康管理室）		設置階 C 棟 2 階 (21.42 ㎡)																											
	談話室		設置階 — (—㎡)																											
	応接室/面談室		設置階 A 棟 1 階 (22.22㎡)																											
	事務室		設置階 B 棟 4 階（A 棟 1 階）																											
	洗濯室		設置階 A 棟 1 階、C 棟 1 階 ※B 棟 3 階コインランドリーコーナーを設置																											
	汚物処理室		設置階 A 棟 1 階、C 棟 1 階、C 棟 2 階																											
	看護・介護職員室		設置階 A 棟 1 階、C 棟 2 階																											
	機能訓練室		設置階 C 棟 3 階 (80.88㎡) 他の共用施設との兼用 無・ <u>有</u> （教養娯楽室）																											

		設置階	図書室	C棟3階	(20.31㎡)
			展望ラウンジ	A棟2階	(49.00㎡)
			茶室	A棟2階	(40.50㎡)
			(茶室は種々のクラブ活動で利用します)		
			DVDルーム	C棟3階	(24.80㎡)
			大ホール	D棟1階	(223.87㎡)
			講堂	A棟1階	(62.57㎡)
			園芸場	A B棟間の中庭・A棟裏	
			ウッドデッキ	正面玄関の道路向側	
			多目的ホール	C棟2階	(87.02㎡)
	健康・生きがい施設	エレベーター	5基(うちストレッチャー搬入可 1基)		
		スプリンクラー	設置箇所	C棟・D棟の全館	
		居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.17m~2.3m)		
	消防用設備等	消火器	無・有		
		自動火災報知設備	無・有		
		火災通報設備	無・有		
		スプリンクラー	無・有		
		防火管理者	無・有		
		防災計画(水害・土砂災害を含む)	無・有		
	その他の共用施設	ロビー、ビリヤード、屋上テラス、コインランドリー、トランクルーム、駐車場、ゲストルーム(空室を利用)、理美容室(多目的室と共用)			
		※下線部は使用料が必要。(理美容室は、外部サービスの実費)			
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	共用の浴室、A棟の各居室内のトイレ・浴室及びB棟の各居室内のトイレに緊急通報装置を設置				
	C棟の各居室内・トイレ及びD棟の各居室内のトイレ・浴室・各部屋に会話可能な緊急通報装置を設置				
	各居室の電話機は受話器をはずせば緊急通報装置にもなります。				
	安否確認の方法・頻度				
	一般居室：原則一日2回のお茶配りの時(要介護者)及び食堂にて喫食状況の確認のほか適宜の居室見回り				
	介護専用居室：原則2時間に1回のほかに適宜の居室見回り				
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要	長寿園診療所				
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	――				

3 利用料

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式		前払い方式	月払い方式	選択方式
入院等による不在時における利用料金の取り扱い		1 減額なし		
		2 日割り計算で減額		
		3 不在期間が60日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の改定	条件	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等に変動があった場合に変更する。		
	手続き方法	運営懇談会の意見を聞いた上で1年に1回行うことができる。		

(2)-1 前払い方式(家賃併用方式)

費用の支払方法	入居一時金は入居時一括払い。				
	月額利用料その他は、毎月の請求による月払い。				
敷金	※入居金(家賃相当額)の支払い方法は「家賃併用方式(入居一時金+月々払い)」となっております。				
	無・有(円、家賃相当額の か月分)				

前払金 (介護費用の前 払金除く)	法第29条第6項に規定される前払金は以下のとおりです。			
	入居金(基本入居一時金)		二人目入居一時金(加算入居一時金)	
	※お二人で入居契約をされる場合の入居金は、年齢の若い方に基づきます。		※追加入居契約締結時の2人目入居一時金の額	
	Aー1タイプ(27.36㎡) 40戸			
	75歳以上、86歳以下	1,091万円～1,166万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	819万円～875万円	87歳以上	130万円
	Bー1タイプ(16.74㎡) 30戸			
	75歳以上、86歳以下	289万円～389万円	――	
	87歳以上	217万円～292万円		
	Bー2タイプ(33.48㎡) 13戸			
	75歳以上、86歳以下	972万円～1,122万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	729万円～842万円	87歳以上	130万円
	Bー3タイプ(50.22㎡) 2戸			
	75歳以上、86歳以下	1,754万円～1,804万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	1,316万円～1,353万円	87歳以上	130万円
	Dー1タイプ(56.75㎡) 3戸			
	75歳以上、86歳以下	2,422万円～2,522万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	1,817万円～1,892万円	87歳以上	130万円
	Dー2タイプ(40.56㎡) 10戸			
	75歳以上、86歳以下	1,691万円～1,741万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	1,269万円～1,306万円	87歳以上	130万円
	Dー3タイプ(32.01㎡) 14戸			
	75歳以上、86歳以下	703万円～1,353万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	528万円～1,015万円	87歳以上	130万円
	Dー4タイプ(24.36㎡) 2戸			
	75歳以上、86歳以下	840万円～940万円	――	
	87歳以上	630万円～705万円		
	Dー5タイプ(36.76㎡) 1戸			
	75歳以上、86歳以下	1,591万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	1,194万円	87歳以上	130万円
	Cー1、2タイプ(15.66㎡) 14室			
	Cー3タイプ(15.00㎡) 2室			
	Cー6タイプ(13.46㎡) 1室			
	Cー7タイプ(14.69㎡) 1室			
	75歳以上、86歳以下	342万円		
	87歳以上	257万円		
	Cー4タイプ(31.32㎡) 4室			
	Cー8タイプ(29.29㎡) 1室			
	75歳以上、86歳以下	683万円	――	
	87歳以上	513万円		
	Cー5タイプ(31.32㎡) 2室			
	75歳以上、86歳以下	683万円	75歳以上、86歳以下	173万円
	87歳以上	513万円	87歳以上	130万円
想定居住期間 又は償却期間	75歳以上、86歳以下	8年(96月)		
	87歳以上	6年(72月)		
算定の基礎 (内訳)	当該施設の開発費、土地代、建設費、整備費、大規模修繕等修理費、物価変動費、借入利息、管理事務費等を含む総費用を基礎とし、平均余命を勘案し目的施設(居室及び共用施設)を終身にわたって利用するための家賃相当額 入居一時金は老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。			

解約時の返還金 (算定方法等)	返還金の算定式は次の通りとします。 返還金＝入居一時金÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 返還金は、契約の終了日の翌日から起算して180日以内に返還します。 ※短期解約特例：入居一時金の償却起算日後三月以内に契約解除の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は上記返還金の算定方式によらず次の算定式により返還金を返還致します。 ● 短期解約特例による返還金＝入居一時金－1日の利用料(*)×入居日から契約終了日までの実日数 *1日の利用料＝入居一時金÷償却期間年数÷12÷30日 短期解約特例による返還金は契約の終了日の翌日から起算して90日以内に差し引き残額を無利息で返還します。
返還の対象とならない額の有無	☐ 無 ・ 有 (円)
初期償却の開始日	なし
介護費用の前払金	介護等一時金 75歳～86歳(返還期間8年) 入居時自立の方 3,979,890円(自立者対応分1,071,000円、要支援要介護者対応分2,908,890円) 入居時自立以外 4,654,223円(要支援要介護者対応分) 87歳以上(返還期間6年) 入居時自立の方 3,041,111円(自立者対応分714,000円、要支援要介護者対応分2,327,111円) 入居時自立以外 3,490,667円(要支援要介護者対応分)
算定の基礎 (内訳)	充実生活支援サービス費 ● 要介護者等以外：アルモニータ・ケア(充実生活支援サービス)を提供するための職員配置に係る人件費及び事務管理費に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。 ● 要介護者等：長期推計に基づき、要介護者等2.5人に対し週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
解約時の返還金(算定方法等)	返還金の算定式は次の通りとします。 返還金＝充実生活支援サービス費÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 返還金は、契約の終了日の翌日から起算して180日以内に返還します。 ※短期解約特例：充実生活支援サービス費の償却起算日後三月以内に契約解除の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は上記返還金の算定方式によらず次の算定式により返還金を返還致します。 ● 短期解約特例による返還金＝充実生活支援サービス費－1日の利用料(*)×入居日から契約終了日までの実日数 ※1日の利用料＝充実生活支援サービス費÷償却期間年数÷12÷30日 短期解約特例による返還金は契約の終了日の翌日から起算して90日以内に無利息で返還します。
返還の対象とならない額の有無	☐ 無 ・ 有 (円)
初期償却の開始日	なし
月額利用料	175,510円～335,010円
年齢に応じた金額設定	☐ 無 ・ 有
要介護状態に応じた金額設定	☐ 無 ・ 有

		月額利用料		内 訳					
		※管理費は2019年10月1日からの新料金です。		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
料金プラン	A-1	187,670円 ～191,570円		108,790円	—	63,160円	実費	15,720円 ～19,620円	水道代は管理費に含む
	B-1	175,510円 ～177,940円		108,790円	—	63,160円	実費	3,560円 ～5,990円	水道代は管理費に含む
	B-2	184,760円 ～187,320円		108,790円	—	63,160円	実費	12,810円 ～15,370円	水道代は管理費に含む
	B-3	194,090円 ～196,350円		108,790円	—	63,160円	実費	22,140円 ～24,400円	水道代は管理費に含む
	D-1	213,360円 ～218,830円		108,790円	—	63,160円	実費	41,410円 ～46,880円	水道代は管理費に含む
	D-2	195,480円 ～202,680円		108,790円	—	63,160円	実費	23,530円 ～30,730円	水道代は管理費に含む
	D-3	182,720円 ～194,520円		108,790円	—	63,160円	実費	10,770円 ～22,570円	水道代は管理費に含む
	D-4	184,720円 ～187,410円		108,790円	—	63,160円	実費	12,770円 ～15,460円	水道代は管理費に含む
	D-5	199,210円		108,790円	—	63,160円	実費	27,260円	水道代は管理費に含む
	C-1.2.3.6.7	186,380円		108,790円	—	63,160円	実費	14,430円	水道代は管理費に含む
	C-4.5.8	200,800円		108,790円	—	63,160円	実費	28,850円	水道代は管理費に含む
	お二人でご入居される場合								
料金プラン	月額利用料		内 訳						
	※管理費は2019年10月1日からの新料金です。		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	
	A-1	303,850円 ～307,750円	161,810円	—	126,320円	実費	15,720円 ～19,620円	水道代は管理費に含む	
	B-2	300,940円 ～303,500円	161,810円	—	126,320円	実費	12,810円 ～15,370円	水道代は管理費に含む	
	B-3	310,270円 ～312,530円	161,810円	—	126,320円	実費	22,140円 ～24,400円	水道代は管理費に含む	
	D-1	329,540円 ～335,010円	161,810円	—	126,320円	実費	41,410円 ～46,880円	水道代は管理費に含む	
	D-2	311,660円 ～318,860円	161,810円	—	126,320円	実費	23,530円 ～30,730円	水道代は管理費に含む	
	D-3	298,900円 ～310,700円	161,810円	—	126,320円	実費	10,770円 ～22,570円	水道代は管理費に含む	
	D-5	315,390円	161,810円	—	126,320円	実費	27,260円	水道代は管理費に含む	
	C-5	316,980円	161,810円	—	126,320円	実費	28,850円	水道代は管理費に含む	
算定根拠	管理費	事務管理部門の人件費及び事務費、施設の維持管理費、健康管理費、行事費、研修費、上下水道管理維持費、防災対策費、マイクロバス運行維持費の費用、その都度徴収するサービスに対する人件費（上記管理費は2019年4月1日から適用）							
	介護費用	—							
	食費	人件費等の諸経費、食材費に基づく費用 1ヶ月定額63,160円（二人で入居の場合は126,320円） 欠食の場合は規程により食費を返金いたします。							
	光熱水費	共用部分の光熱水費は管理費に含む。各居室の電気は電気メーターで検針し個別に徴収。ガスはガス会社と個人契約。A・B・C棟給湯料は管理費に含む。（D棟は戸別にガス給湯）水道料は管理費に含む。							

月額利用料に含まれない実費負担等	家賃相当額 (月払家賃)	家賃相当額の一部を月額で受領するものです。月払家賃は家賃相当額の一部に充当します。
	その他	—
	電気代・電話代 ^{※1} ／コピー・ファックス送信 ^{※1} ／新聞／被服等のクリーニング／駐車場料金 ^{※1} ／居室内でのNHK使用料／居室内でのインターネット等の利用料(個別契約)／おやつ代／おむつ代／入れ歯洗浄剤／理美容費／医療費／入院中の見舞い・洗濯及び届け物(原則市内に限る) ^{※2} ／後見人・財産管理／園内クラブ・サークル活動(教材費等)／行楽(食事代・入場料等) 【介護保険非利用者は以下の項目についても費用をご負担頂きます】 居室配膳下膳／摂食介助／おやつ介助／おむつ交換／清拭／一般浴での介助 ^{※3} ／救急車付添 ^{※4} ／代行(買い物・役所等の手続き・入院時の支払い) ^{※5} ／居室清掃／洗濯／布団干し／服薬管理／病院付添 ^{※4} ／福祉用具 ^{※6} ※1 当園規定の料金による。 ※2 週2回以上の場合に限る。 ※3 一般浴・リフト浴・特殊浴での介助について、介護保険利用者は週3回目より費用をご負担頂きます。 ※4 協力病院以外は介護保険利用者も費用をご負担頂きます。 ※5 急ぎの場合や時間を要する場合は、介護保険利用者も費用をご負担頂きます。(協力医療機関への支払い代行は除く) ※6 特別な物については介護保険利用者も実費ご負担頂きます。	

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は 1割、2割 又は3割が 自己負担)	特定施設入居者生活介護		(1か月30日の例)		
	月 額	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)	
	要介護1	194,746円	19,475円	38,950円	58,424円
	要介護2	217,380円	21,738円	43,476円	65,214円
	要介護3	241,050円	24,105円	48,210円	72,315円
	要介護4	262,995円	26,300円	52,599円	78,899円
	要介護5	286,664円	28,667円	57,333円	86,000円
	各種加算の状況				
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)			
	退院・退所時連携加算	(無・有)			
	入居継続支援加算	(無・有)			
	生活機能向上連携加算	(無・有)			
	個別機能訓練加算	(無・有)			
	夜間看護体制加算	(無・有)			
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)			
	医療機関連携加算	(無・有)			
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)			
	栄養スクリーニング加算	(無・有)			
	看取り介護加算	(無・有)			
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)		
			(Ⅱ)		
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ		
			(Ⅱ) ロ		
			(Ⅲ)		
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ		
		Ⅱ			
		Ⅲ			
		Ⅳ			
		Ⅴ			
介護予防特定施設入居者生活介護		(1か月30日の例)			
	月 額	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)	
	要支援1	69,565円	13,913円	20,870円	
	要支援2	113,810円	22,762円	34,143円	
各種加算の状況					
身体拘束廃止取組の有無		(減算型・基準型)			

生活機能向上連携加算		(無・有)
個別機能訓練加算		(無・有)
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)
医療機関連携加算		(無・有)
口腔衛生管理体制加算		(無・有)
栄養スクリーニング加算		(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
		(Ⅱ) ロ
		(Ⅲ)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
		Ⅴ
※ 一月44,400円を超える部分については高額介護サービス費支給申請の対象となります。		
※ 上記金額に看取り介護加算は含まれておりません。		

(2)-2 前払い方式（一年契約家賃併用方式）

費用の支払方法	入居一時金は入居時一括払い。 月額利用料その他は、毎月の請求による月払い。	
敷金	無・有（ 円、家賃相当額の か月分）	
前払金 （介護費用の前払金除く）	法第29条第6項に規定される前払金 C-1、2タイプ（15.66㎡）5室 入居金（入居一時金） C-3 タイプ（15.00㎡）1室 1年契約66万円	
想定居住期間又は償却期間	居住期間及び償却期間 1年	
算定の基礎（内訳）	当該施設の開発費、土地代、建設費、整備費、大規模修繕等修理費、物価変動費、借入利息、管理事務費等を含む総費用を基礎とした家賃相当額	
解約時の返還金（算定方法等）	返還金の算定式は次の通りとします。 返還金＝入居一時金÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 返還金は、契約の終了日の翌日から起算して60日以内に返還します。 ※短期解約特例：入居一時金の償却起算日後三月以内に契約解除の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は上記返還金の算定方式によらず次の算定式により返還金を返還致します。 ● 短期解約特例による返還金＝入居一時金－1日の利用料(*)×入居日から契約終了日までの実日数 ※1日の利用料＝入居一時金÷12ヶ月÷30日 短期解約特例による返還金は契約の終了日の翌日から起算して60日以内に無利息で返還します。	
返還の対象とならない額の有無	無・有（ 円）	
初期償却の開始日	なし	
介護費用の前払金	介護等一時金 入居時自立以外 581,777円（要支援要介護者対応分）	
算定の基礎（内訳）	充実生活支援サービス費 ● 要介護者等以外：アルモニータッチケア（充実生活支援サービス）を提供するための職員配置に係る人件費及び事務管理費に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。 ● 要介護者等：長期推計に基づき、要介護者等2.5人に対し週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	

解約時の返還金 (算定方法等)		返還金の算定式は次の通りとします。 返還金＝充実生活支援サービス費÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 返還金は、契約の終了日の翌日から起算して60日以内に返還します。 ※短期解約特例：充実生活支援サービス費の償却起算日後三月以内に契約解除の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は上記返還金の算定方式によらず次の算定式により返還金を返還致します。 ● 短期解約特例による返還金＝充実生活支援サービス費－1日の利用料(*)×入居日から契約終了日までの実日数 ※1日の利用料＝充実生活支援サービス費÷12÷30日 短期解約特例による返還金は契約の終了日の翌日から起算して60日以内に無利息で返還します。						
返還の対象とならない額の有無		無・有(円)						
初期償却の開始日		なし						
月額利用料		171,950円						
年齢に応じた金額設定		無・有						
要介護状態に応じた金額設定		無・有						
料金プラン	月額利用料		内 訳					
	※管理費は2019年4月1日からの新料金です。		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	C-1.2.3	171,950円	108,790円	—	63,160円	実費	—	水道代は管理費に含む
算定根拠	管理費	事務管理部門の人件費及び事務費、施設の維持管理費、健康管理費、行事費、研修費、上下水道管理維持費、防災対策費、マイクロバス運行維持費の費用、その都度徴収するサービスに対する人件費（上記管理費は2019年4月1日から適用）						
	介護費用	—						
	食費	人件費等の諸経費、食材費に基づく費用 1ヶ月定額63,160円 欠食の場合は規程により食費を返金いたします。						
	光熱水費	共用部分の光熱水費は管理費に含む。各居室の電気は電気メーターで検針し個別に徴収。ガスはガス会社と個人契約。A・B・C棟給湯料は管理費に含む。（D棟は戸別にガス給湯）水道料は管理費に含む。						
	家賃相当額	入居金に同じ						
	その他							
月額利用料に含まれない実費負担等		電気代・電話代※1／コピー・ファックス送信※1／新聞／被服等のクリーニング／駐車場料金※1／居室内でのNHK使用料／居室内でのインターネット等の利用料（個別契約）／おやつ代／おむつ代／入れ歯洗浄剤／理美容費／医療費／入院中の見舞い・洗濯及び届け物（原則市内に限る）※2／後见人・財産管理／園内クラブ・サークル活動（教材費等）／行楽（食事代・入場料等） 【介護保険非利用者は以下の項目についても費用をご負担頂きます】 居室配膳下膳／摂食助／おやつ助／おむつ交換／清拭／一般浴での介助※3／救急車付添※4／代行（買い物・役所等の手続き・入院時の支払い）※5／居室清掃／洗濯／布団干し／服薬管理／病院付添※4／福祉用具※6 ※1 当園規定の料金による。 ※2 週2回以上の場合に限る。 ※3 一般浴・リフト浴・特殊浴での介助について、介護保険利用者は週3回目より費用をご負担頂きます。 ※4 協力病院以外は介護保険利用者も費用をご負担頂きます。 ※5 急ぎの場合や時間を要する場合は、介護保険利用者も費用をご負担頂きます。（協力医療機関への支払い代行は除く） ※6 特別な物については介護保険利用者も実費ご負担頂きます。						
介護保険に係る利用料（適用を受ける場合は1割、2割又は3割が自己負担）		特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)						
		月 額	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)			
	要介護1	194,746円	19,475円	38,950円	58,424円			
	要介護2	217,380円	21,738円	43,476円	65,214円			
	要介護3	241,050円	24,105円	48,210円	72,315円			
	要介護4	262,995円	26,300円	52,599円	78,899円			
	要介護5	286,664円	28,667円	57,333円	86,000円			

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
退院・退所時連携加算	(無・有)	
入居継続支援加算	(無・有)	
生活機能向上連携加算	(無・有)	
個別機能訓練加算	(無・有)	
夜間看護体制加算	(無・有)	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
栄養スクリーニング加算	(無・有)	
看取り介護加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
		(Ⅱ) ロ
		(Ⅲ)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
		Ⅴ

介護予防特定施設入居者生活介護

(1 か月30日の例)

	月 額	自己負担額 (1 割の場合)	自己負担額 (2 割の場合)	自己負担額 (3 割の場合)
要支援 1	69,565円	6,957円	13,913円	20,870円
要支援 2	113,810円	11,381円	22,762円	34,143円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
生活機能向上連携加算	(無・有)	
個別機能訓練加算	(無・有)	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
栄養スクリーニング加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
		(Ⅱ) ロ
		(Ⅲ)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
		Ⅴ

※ 一月44,400円を超える部分については高額介護サービス費支給申請の対象となります。

※ 上記金額に看取り介護加算は含まれておりません。

(4) 共通事項

前払金の返還金の保全措置
※1年契約及び月払い方式の契約は除く

無・有

保全措置の内容（公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保障制度）に加入。
当法人倒産等により施設全入居者が退去せざるを得なくなり、入居契約が解除された場合、保証の対象となる。倒産等が入居中の場合

		は「前払金額に応じて定められた保証金額」が、倒産等が入居契約終了から6か月間の場合は「前払金未償却残高(保証金額を限度)」が、入居契約者へ支払われる。補償に登録する際に必要となる拠出金は、当法人が全て負担。
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ ☒ 有	有の場合の保険名 (有料老人ホーム損害賠償責任保険 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
消費税の対象外とする利用料等	家賃相当額・介護保険の自己負担分 その他税法上の規定に則る。	
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	☒ 無 ・ 有	有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	利用者の心身機能の特性を踏まえ生活の質の維持・向上を図るとともに、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った生活全般にわたる介護サービスを提供するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉期間との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。		
サービスの提供内容に関する特色 アルモニータ・ケア (充実生活支援サービス)	ご入居者がその人らしく人生を送っていただくために総合的なサービスを提供します。 ※アルモニータ・ケアとは 当園の理念である「円満幸福な生活」を実現するためのサービス「充実生活支援サービス」を、古代ローマ時代より歴史のあるイタリア語で：調和のとれた「アルモニオーソ (armonioso)」と：幸福「フェリーチェ (felice)」から、当園ではアルモニータ・ケアと呼んでおります。		
入浴、排せつ又は食事の介助	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし
食事の提供	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし
健康管理の供与	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし
生活相談サービス	☒ 1	自ら実施	2 委託 3 なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料(介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く)に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	健康管理、健康相談、宅配物・郵便の受渡、不在時の伝言、不在時居室の鍵の管理
	食費	3食(定食方式、粥、一定範囲の嗜好にも対応) 食堂で提供 特別食(毎月の誕生会、正月おせち、敬老の日、その他)
	その他	—
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	1. 調理委託：株式会社グリーンハウス (3食、特別食の調理) 2. 園内共用部分の清掃及び外来者宿泊室の清掃：有限会社サンコーサービス	

苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	施設 - 施設：施設担当者 生活部門相談課課長 佐藤絵理奈 生活部門統括 中島あけみ - ご利用時間 担当者勤務日における午前8時30分～午後5時30分 (ただし、事情により即時に対応できない場合があります) - 電話 0465-24-0002 - 苦情箱（意見箱として食堂に設置しています。） 施設での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。 - 小田原市役所福祉健康部高齢介護課介護給付係 TEL0465-33-1827 - 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 TEL045-329-3447 TEL0570-022110《苦情専用》 - 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 TEL045-210-1111(代表) - 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 TEL03-3548-1077(入居相談) (受付時間：平日・午前10時から午後5時)
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	応急処置、協力医療機関への搬送もしくは119番通報による他の医療機関への搬送を行うとともに、家族への連絡を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指針	無・ ☒ 有
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	日本興亜損害保険株式会社の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入しており、サービスの提供上で事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償します。 介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償を減ずることがあります。
(公社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保証制度への加入状況 ※1年契約及び月払い方式の契約は除く	協会への加入 無・☒有 入居者生活保証制度への加入 無・☒有

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	一般居室、一時介護室、介護居室のいずれか。
入居後に居室又は施設を住み替える場合	退院後や日常生活上で一時的に介護が必要となった場合は、原則的に一時介護室で介護します。 【手続き】 ① 医師の意見を聴く。 ② 本人の意思を確認する。 ③ 身元引受人の意見を聴く。 【居室の権利】 ① 一般居室の利用権は継続します。 ◆ 一時介護室で介護を行う場合の費用は、一時介護室の使用料は別途徴収しませんが介護に係る費用は末尾添付の介護サービスの一覧表によります。
従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	一般居室の入居者で、介護度が重度になり、長期にわたり頻繁な介護等が必要となった場合は、以下の手続きを行って介護居室に住み替えていただく場合があります。 【手続き】 ① 概ね3ヶ月間の経過観察期間をおく ② 医師の意見を聴く ③ 本人及び身元引受人の同意を得る 【住み替えに伴う権利関係】 ① 当初居室の利用権を移動する。 ② 面積減少・仕様の変更がある場合でもこれに伴う費用の調整は行わない。 ③ 住み替えによる追加費用の徴収は行わない。
提携ホームへ住み替える場合(同上)	—

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	協力内容	診療科目	所在地	施設からの距離及び所要時間
	長寿園診療所	施設入居者の診療・治療の受け入れ等での協力 嘱託医の派遣、他の医療機関に入院を要する場合の紹介	内科	小田原市入生田475	同一建物内
	独立行政法人国立病院機構箱根病院	入居者の入院治療の受入及び休日・夜間を除く緊急時の外来診療等での受入	内科、神経内科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科	小田原市風祭412	約1.7km
	医療法人社団温知会 間中病院	施設入居者の入院治療の受け入れ等での協力 施設入居者に対し休日、夜間等における緊急時の受け入れ等での協力	一般内科、消化器内科、脳神経外科、整形外科、リウマチ科、リハビリ科、麻酔科、皮膚科、脳神経内科	小田原市本町4-1-26	約4.5km
	公益財団法人積善会 曾我病院	入居者の入院治療の受入及び休日・夜間を除く緊急時の外来診療等での受入	精神科、神経科、歯科	小田原市曾我岸148	約12.4km
	医療法人財団報徳会 西湘病院	施設入居者の入院治療の受け入れ等での協力 施設入居者に対し休日、夜間等における緊急時の受け入れ等での協力	外科（一般、消化器）、内科（一般、循環器）、神経内科、整形外科、脳神経外科、形成外科、美容形成外科、皮膚科、人工透析、レーザー治療（しみ、ほくろ取り）美容・ピーリング、物忘れ外来、糖尿病・内分泌・代謝外来、ホルモン補充療法、睡眠時無呼吸症候群	小田原市扇町1-16-35	約6.8km
	医療法人社団藤栄会小田原歯科診療所	施設入居者に対しての訪問歯科診療の協力	歯科	小田原市浜町1-1-49-1F	—
	入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等） 傷病発生時の初期処置及び必要に応じた協力病院との連携。 通院—協力医療機関への通院同行は、介護サービス等一覧表によります。 入院—医師の判断を基本として、協力医療機関又は希望する病院に入院となります。 ・入院期間中は、月額利用料のうち管理費及び食費はお支払いいただきますが、食費に関しては欠食された分は規程に基づきお返しいたします。 ・医療機関への入退院時の同行に係わる費用は、介護サービス等一覧表によります。 ・入院が長期にわたった場合でも契約は存続しますので退院後は入院前の居室に戻ることができます。 入院中の付添いはしませんが、原則として週一回、お見舞い、洗濯等の受け取り及び病院との諸連絡を行います。（市内の病院に限る・別途費用の負担なし）				

7 入居状況等

（2019年6月1日現在）

入居者数及び定員	1 2 4 人（定員 2 2 0 人）				
入居者内訳	性 別	男 性 3 5 人、女 性 8 9 人			
	介護の要否別	自 立	4 6 人		
		要介護 5 0 人	(内訳)	要介護 1	2 4 人
			要介護 2	7 人	
			要介護 3	4 人	
			要介護 4	9 人	
			要介護 5	6 人	
要支援 2 8 人	(内訳)	要支援 1	1 7 人		
		要支援 2	1 1 人		
平均年齢	86.88歳（男性 86.29歳、女性 87.11歳）				
運営懇談会の開催状況（開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等）	平均年 6 回（平均 4 0 名参加） 主な議題（サービス提供の状況、入居者の要望・意見・生活上の諸問題）				

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(2019年6月1日現在)

		職 員 数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (19時30分～翌7時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
			人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1(-)				
	生活相談員	3(-)				
	直接処遇職員	48(18)	42.2	3.6		
	介護職員	44(17)	38.8	3.2	夜勤4名 (最少時2名)	左記の常勤換算後人数の他に、 さらに個別的選択による個別的 介護サービスに従事する介護職 員が、常勤換算で1名勤務。
	看護職員	4(1)	3.4	0.4		
	機能訓練指導員	1(-)				
	理学療法士	(-)				
	作業療法士	(-)				
	その他	1(-)				
	計画作成担当者	2※(-)			介護支援専門員資格 相談員が兼務	
	医師	1(1)			嘱託	
	栄養士	1(-)			管理栄養士	
	調理員	5(-)			委託	
	事務職員	4(1)				
	その他職員	7(2)			1	
合 計	71(22)			5		

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数を記入しています。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入しています。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入しています。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入しています。

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務				1 あり		2 なし			
	兼務に係る資格等		1 あり							
			資格等の名称							
			2 なし							
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			2	1						
前年度1年間の退職者数			3	9			1			
業務に 応じた 従事した 職員の 経験年 数	1年未満		1				1			
	1年以上 3年未満	1	7	3						
	3年以上 5年未満		6	2						
	5年以上 10年未満	2	3	4						
	10年以上	1	10	8	3				2	
	従業者の健康診断の実施状況				1 あり		2 なし			

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値
要支援1及び要支援2の人数 (平成27年3月31日迄要支援1の人数)	33.7	31.0	28.0
要介護者の人数 (平成27年3月31日迄要支援2及び要介護者の人数)	51.1	52.3	53.0
指定基準上の直接処遇職員の人数	20	21	20
配置している直接処遇職員の人数	42.1	43.5	39.1
要支援者・要介護者の合計人数に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.5:1	1.5:1	1.6:1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間40時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 A早番	7:00~16:00	
	B日勤	8:30~17:30	
	C遅番	9:30~18:30	
	D遅番	10:00~19:00	
	E夜勤	16:00~翌9:00	
	看護職員 早番	7:30~16:30	
	日勤	8:30~17:30	

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	一人(一人)	ホームヘルパー1級	1人(一人)
介護福祉士	23人(一人)	ホームヘルパー2級	11人(二人)
介護支援専門員	一人(一人)	ホームヘルパー3級	0人(一人)
介護職員基礎研修修了	一人(一人)	無資格者	9人

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を()に外数で記入しています。

9 入居・退去等

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)		① 原則75歳以上で、自立、要支援及び要介護の方 ② 2人入居の場合は夫婦、親子、兄弟姉妹に限る ③ 自立者及び要支援・要介護認定者	
身元引受人等の条件及び義務等 生活保護受給者の受入れ対応		契約で規定する諸債務の連帯保証人及び介護保険法に関する意見申述等。 否・可	
事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等		(入居者からの契約解除) ● 入居契約 ① 入居者は、事業者に対して、別途定める契約解除届けを退去日の30日前までに提出することにより、本契約を解除することができます。 (施設からの契約解除) ● 入居契約 ① 入居申込書への虚偽記載 ② 諸費用の支払いをししばしば遅滞するとき ③ 行動が他の入居者及び職員の生命に危害を及ぼす恐れがあり、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止できない場合 特定施設利用契約 ① 契約における信頼関係を著しく害する行為がある場合 ② 介護保険利用料(自己負担分)の支払いを6ヶ月以上遅滞した場合 (入居一時金の返還について) 「3 利用料 解約時の返還金」のとおり計算し、契約終了日の翌日から起算して180日以内(1年利用契約については、60日以内)に返還します。	
況 前年度における退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	人
		社会福祉施設	1人
		医療機関	人
		死亡者	9人
		その他	6人
	生前解約の状況	施設側の申し出	人
		入居者側の申し出	5人

10 情報開示

1.1 土砂災害警戒区域の指定について

添付書類：別添 1 「介護サービス等の一覧表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により文書を交付し、説明を行いました。

私は、契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

年 月 日 署 名 (印)

16

介護サービス等の一覧(2019年4月1日より新料金)

介護を行う場所	介護保険非利用者			介護保険利用者			要介護Ⅲ～Ⅴ(重度)
	自立 一般居室	要支援Ⅰ～Ⅱ(軽度) 一般居室	要介護Ⅰ～Ⅱ(中度) 一般居室	要介護Ⅲ～Ⅴ(重度) 原則介護居室	要介護Ⅲ～Ⅴ(重度) 原則介護居室	要介護Ⅲ～Ⅴ(重度) 原則介護居室	
介護サービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	充実生活支援サービス 費に含むサービス	その都度徴収するサ ービス
○巡回	必要に応じ 原則1日1回以上	必要に応じ 原則1日2回以上	必要に応じ 原則1日2回以上	必要に応じ 原則1日2回以上	必要に応じ 原則1日2回以上	必要に応じ 原則1日2回以上	その都度徴収するサ ービス
○食事関連	毎食 必要に応じ	毎食 必要に応じ	毎食 必要に応じ	毎食 必要に応じ	毎食 必要に応じ	毎食 必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
テーブル配膳下膳	382円/人・回	382円/人・回	382円/人・回	382円/人・回	382円/人・回	382円/人・回	その都度徴収するサ ービス
居室配膳下膳	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	その都度徴収するサ ービス
摂食介助	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	その都度徴収するサ ービス
水分補給	実費	実費	実費	実費	実費	実費	その都度徴収するサ ービス
おやつ介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
おやつ代	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
介護食の提供(5種類)	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
栄養相談	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
○排泄介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
後片付け	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
(ポータブルトイレ・紙おむつ等)	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
動作の介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
おむつ交換	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
おむつ代	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	557円/回	その都度徴収するサ ービス
排泄状況の把握と記録	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
○入浴等	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
清拭	764円/30分	764円/30分	764円/30分	764円/30分	764円/30分	764円/30分	その都度徴収するサ ービス
一般浴での介助	3,058円/回	3,058円/回	3,058円/回	3,058円/回	3,058円/回	3,058円/回	その都度徴収するサ ービス
リフト浴での介助	—	—	—	—	—	—	その都度徴収するサ ービス
特殊浴での介助	—	—	—	—	—	—	その都度徴収するサ ービス
○身辺介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
移動介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
体位交換	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス
衣類着脱介助	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	その都度徴収するサ ービス

介護保険非利用者	介護保険利用者					
	自立		要支援Ⅰ～Ⅱ（軽度）		要介護Ⅰ～Ⅱ（中度）	
	一般居室		一般居室		一般居室、状態により介護居室	
介護を行う場所	充実生活支援サービス 費に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び充実 生活支援サービス費に 含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び充実 生活支援サービス費に 含むサービス	原則介護居室 その都度徴収するサービス
○身辺介助 見出しなみ介助 （結髪、化粧、髭剃り、 衣類）	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ	随時 —
○口腔ケア うがい 歯磨き 入れ歯洗浄	必要に応じ — —	— — 洗浄剤実費	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	— — 洗浄剤実費	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	随時 随時 随時 洗浄剤は実費
○日常生活訓練	—	—	日常生活の中で 身体状況に応じて	—	日常生活の中で 身体状況に応じて	—
○機能訓練 介護予防運動 計画書作成/評価 個別機能訓練	希望に応じ — —	— — —	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	— — —	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	— — — 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ
○緊急時対応 緊急通報装置対応 救急処置 救急車手配 救急車付添	24 時間	— 付添料 764 円/30 分 分＋タクシードー代	24 時間	— 協力病院以外は付添 料 764 円/30 分 ＋タクシードー代	24 時間 協力病院以外は付添 料 764 円/30 分 ＋タクシードー代	— 協力病院以外は付添 料 764 円/30 分 ＋タクシードー代
生活サービス						
○代行 買い物 役所等の手続き 入院時の支払い	— — —	日時の指定がなく簡 単に出来る場合 実費 急ぎの場合や時間を 要する場合 実費	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	急ぎの場合や時間を 要する場合 実費 （協力医療機関への 支払い代行は除く）	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	急ぎの場合や時間を 要する場合 実費 （協力医療機関への 支払い代行は除く）
郵便物・宅配物の受取	希望に応じ		希望に応じ		随時	随時

介護を行う場所	介護保険非利用者				介護保険利用者			
	自立		要支援Ⅰ～Ⅱ(軽度)		要介護Ⅰ～Ⅱ(中度)		要介護Ⅲ～Ⅴ(重度)	
	一般居室	その都度徴収するサービス 費に含むサービス	一般居室	介護保険給付及び充実 生活支援サービス費に 含むサービス	一般居室	介護保険給付及び充実 生活支援サービス費に 含むサービス	原則介護居室	原則介護居室 その都度徴収するサービス 費に含むサービス
○家事支援 居室清掃	—	764 円/30 分×人数	原則月 2～3 回	原則月 2～3 回	—	原則月 3～4 回	—	—
洗濯※1	—	764 円/kg	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
布団干し	—	764 円/組	原則清掃時 月 2 回～3 回	原則清掃時 月 2 回～3 回	—	原則清掃時 月 3 回～4 回	—	—
ゴミ回収	必要に応じ	—	必要に応じ	必要に応じ	—	原則 1 日 1 回	—	—
衣類の修理(ボタン付け程度)	—	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
○訪問美容 理美容費	—	実費	—	—	実費	—	—	実費
理美容の声かけ・誘導	必要に応じ	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ
健康管理サービス	—	—	—	—	—	—	—	—
○健康管理 健康相談 医療費	随時	—	随時	随時	—	随時	—	—
入院中の見舞い (原則市内の病院に限る)	—	実費	—	—	—	—	—	—
入院中の洗濯・届け物 (原則市内の病院に限る)	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 1 回	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)
服薬管理	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 1 回	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 1 回	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)	週 2 回以上は実費 (市外については要相談)
服薬介助	—	1,980 円/月	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
健康管理(血圧・体重)	月 1 回	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
退院後の対応 (巡回/バイタルチェック)	必要に応じ	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
病中病後のサポート	必要に応じ	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
病院付添	—	764 円/30 分×人数 +タクシード	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
生活相談助言サービス	—	—	必要に応じ	必要に応じ	—	必要に応じ	—	—
○生活相談・助言 趣味	随時	—	随時	随時	—	随時	—	—
人間関係	随時	—	随時	随時	—	随時	—	—
生活全般	随時	—	随時	随時	—	随時	—	—

介護を行う場所	介護保険非利用者				介護保険利用者			
	自立		要支援Ⅰ～Ⅱ(軽度)		要介護Ⅰ～Ⅱ(中度)		要介護Ⅲ～Ⅴ(重度)	
	一般居室	その都度徴収するサービス	一般居室	その都度徴収するサービス	一般居室、状態により介護居室	その都度徴収するサービス	原則介護居室	その都度徴収するサービス
充実生活支援サービス 費に含むサービス		その都度徴収するサービス	介護保険給付及び充実生活支援サービス費に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び充実生活支援サービス費に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び充実生活支援サービス費に含むサービス	その都度徴収するサービス
○生活相談・助言 トラブル・精神的不安 後見人・財産管理 傾聴	随時 随時 随時	費用は実費	随時 随時 随時	費用は実費	随時 随時 随時	費用は実費	随時 随時 随時	費用は実費
レクリエーションサービス								
○レクリエーション 年間行事 園内クラブ・サークル 活動 行楽 行楽の付添 行事へのお誘い・誘導 デイルーム デイルームへのお誘い・誘導	月数回 月数回 年数回 年数回 必要に応じ — —	— 一部実費 食事代/入場料等実費 — — — —	月数回 月数回 年数回 年数回 随時 毎日 随時	— 一部実費 食事代/入場料等実費 — — — —	月数回 月数回 年数回 年数回 随時 毎日 随時	— 一部実費 食事代/入場料等実費 — — — —	月数回 月数回 年数回 年数回 随時 毎日 随時	— 一部実費 食事代/入場料等実費 — — — —
その他サービス								
○福祉用具 ベッド・車椅子の貸出 福祉用具の選定・説明 アフターケア 福祉用具使用方法の説明	— 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	— — — —	必要に応じ※2 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	特別な物実費 — — — —	必要に応じ※2 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	特別な物実費 — — — —	必要に応じ※2 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	特別な物実費 — — — —
○身元引受人への連絡 受診時の報告 特変時の連絡 機関紙の郵送 定期近況報告の郵送	— 随時 年数回 —	— — — —	必要に応じ 随時 年数回 必要に応じ	特別な物実費 — — — —	必要に応じ 随時 年数回 必要に応じ	特別な物実費 — — — —	必要に応じ 随時 年数回 必要に応じ	特別な物実費 — — — —

※1 洗濯物は家庭用洗濯機で洗える物に限ります。

※2 介護保険対象者のベッド、車椅子は園で提供させて頂きます。特別な物については実費ご負担頂きます。

◎介護サービスの利用料金は2019年4月1日から適用

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☐ 個室ではない(相部屋がある)。 ☐ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない ☐ 界壁で区分されていない。 ☐ 地下に居室がある。 ☐ 出入口が空地、廊下又は広間に直接面していない。	
2	食堂	有	適合	☐ 手指を洗浄する設備がない。	
3	浴室	有	不適合	☐ 手すりがない。 ☒ スロープがない。 ☐ 浴槽用リフトがない。 (要介護者等を入居対象とする場合) ☐ 介護浴槽(機械浴等)を設けていない。	
4	便所	有	適合	☐ 居室内未設置又は居室の近くでない。 ☐ 常夜灯がない。 ☐ 手すりがない。 ☐ 共用使用の便所が男女別に整備されていない。	
5	洗面設備	有	適合	☐ 居室内未設置又は居室の近くでない。 ☐ 車椅子使用者に対応していない。 ☐ 手すり等がない。 ☐ 洗剤等を保管する設備がない。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	☐ 医薬品等を錠付ロッカーなどで管理していない。 (介護付有料老人ホームの場合) ☐ 医務室(又は健康管理室)を設置していない。	
7	談話室	有			
8	面談室	有			
9	汚物処理室	有	不適合	☒ 居室のある階ごとに設置していない	介護棟には各階に有り
10	看護・介護職員室	有	不適合	(介護付有料老人ホームの場合) ☒ 居室のある階ごとに設置していない。 ☒ 談話室や廊下等を見通すことができる形状となっていない。	
11	エレベーター	有	不適合	☒ ストレッチャーを収納できない。 ☐ 手すり等がない。	介護棟はストレッチャー対応
12	スプリンクラー	選択してください			
13	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) ☐ 居室 ☐ 一時介護室 ☐ 浴室 ☐ 脱衣室 ☐ 便所 ☐ エレベーター	
	廊下		不適合	☐ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ☐ 手すり等がない。 ☒ 両側に手すりがない。 ☐ 連続して手すりが設けられていない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	介護棟は廊下の両側に手摺有り
15	居室等の出入口		選択してください	☒ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	介護棟の居室は全て引戸対応
その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)					

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。

